

雇用戦略に係る目標一覧（雇用均等政策関係）

	現在値 (直近の 値)	2010年 度 目標値	2011年 度 目標値	中期目標値 (2020年)
○女性の就業促進				
25歳～44歳までの女性就業率	66% (2009年)	-	-	73%
第1子出産前後の女性の継続就業率	38% (2005年)	-	-	55%
男性の育児休業取得率	1.72% (2009年)	3%	4%	13%
3歳までの育児のための短時間勤務制度の制度普及率	47.6% (2009年)	50%	56%	-
ポジティブ・アクション取組企業割合	30.2% (2009年)	30%	34%	-

<現在値のデータの出所等>

○25歳～44歳までの女性就業率

【総務省「労働力調査」(平成21年)】

○第1子出産前後の女性の継続就業率

【国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査(平成17年)】2000年から2004年の間に第1子を出産した女性について、第1子妊娠前に就業していた者に占める第1子1歳時にも就業していた者の割合

○男性の育児休業

【厚生労働省「雇用均等基本調査」(平成21年度)】5人以上規模事業所における2008年4月1日から2009年3月31日までの1年間に配偶者が出産した者に占める育児休業取得者(2009年10月1日までに育児休業を開始した者)の割合

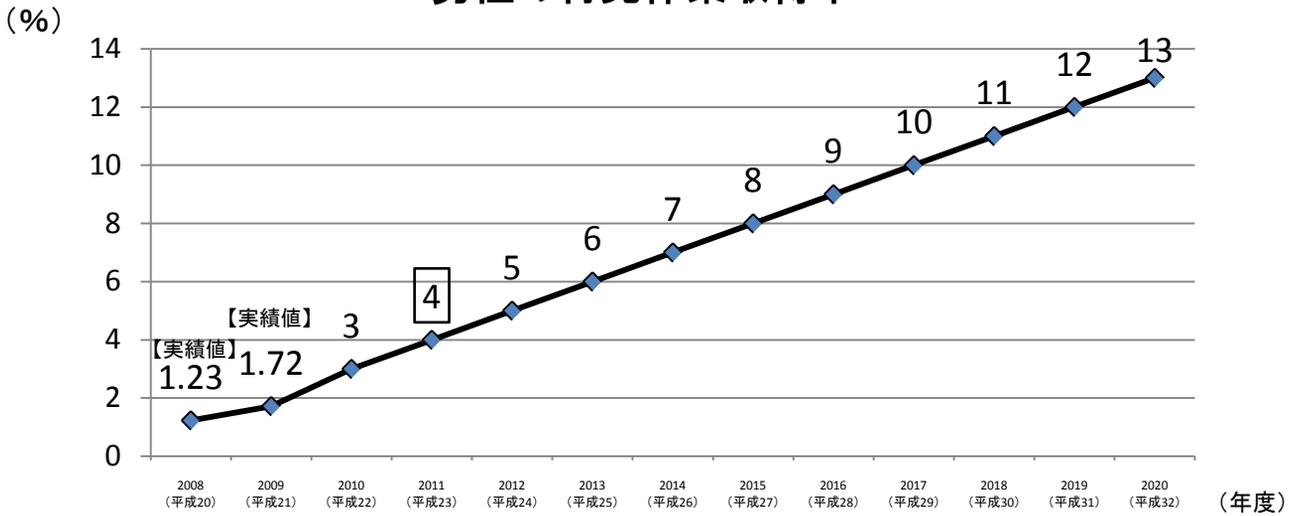
○3歳までの育児のための短時間勤務制度の制度普及率

【厚生労働省「雇用均等基本調査」(平成21年度)】5人以上規模事業所に占める2009年10月1日現在における3歳までの育児のための短時間勤務制度を措置している事業所の割合

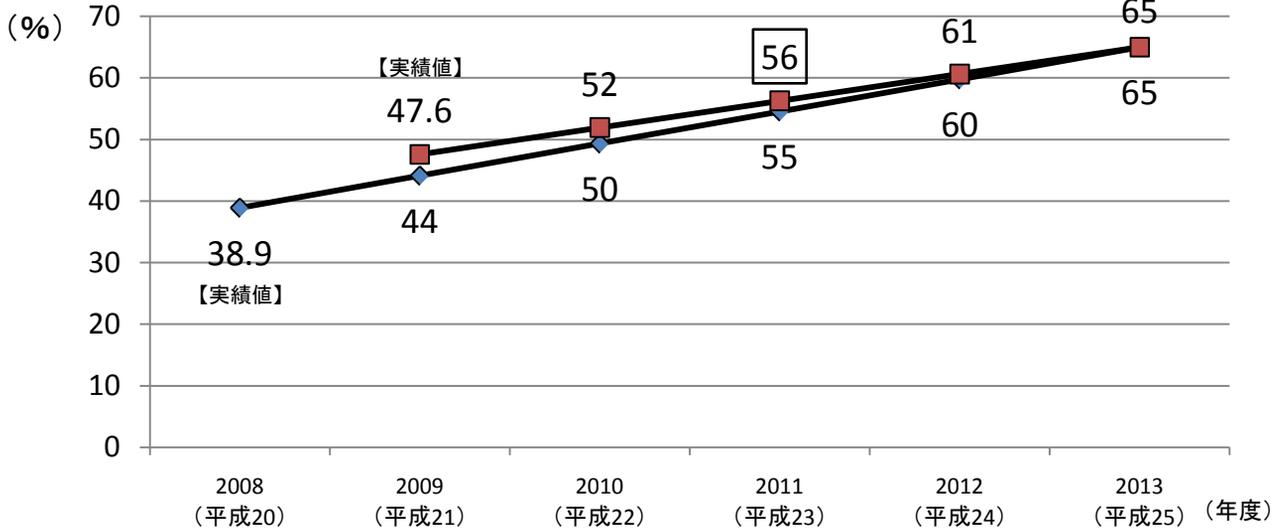
○ポジティブ・アクション取組企業割合

【厚生労働省「雇用均等基本調査」(平成21年度)】30人以上規模企業におけるポジティブ・アクションに取り組んでいる企業割合

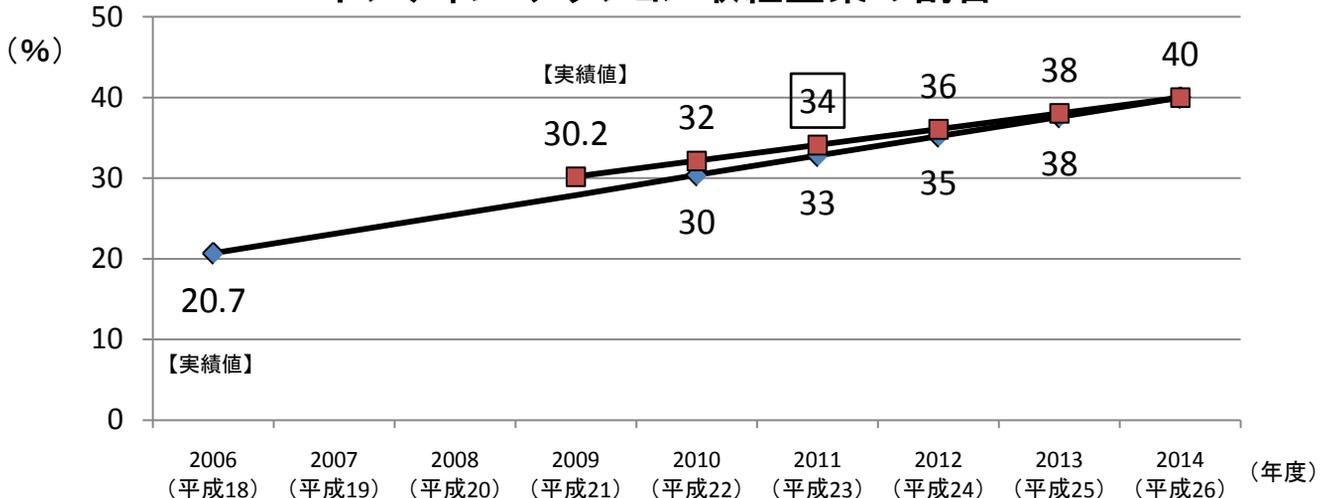
男性の育児休業取得率



3歳までの育児のための短時間勤務制度の制度普及率



ポジティブ・アクション取組企業の割合



項目		
10 女性の就業率の向上(女性M字カーブ解消)(①男性の育児休業取得率、②3歳までの育児のための短時間勤務制度の制度普及率、③ポジティブ・アクション取組企業割合、マザーズハローワーク事業(担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の④数及び⑤就職率))		
関連する2020年までの目標	前年度実績	2010年度の目標
25～44歳までの女性就業率:73% 第1子出産前後の女性の継続就業率:55% 男性の育児休業取得率:13%	①1.72% ②47.6% ③30.2% ④39,483人 ⑤80.8% ※前年同期実績(4～9月) ④19,570人、⑤79.7%	①3% ②50% ③30% ④39,500人以上 ⑤74%以上
2010年度の実績		
④25,082人、⑤86.5% (いずれも4～9月実績)		
現状分析		
<p>①2009年度は1.72%であり、女性の育児休業取得率85.6%に比べて極めて低水準にとどまっている。育児休業等を取得したいと希望する男性は約3割(「今後の仕事と家庭の両立支援に関する調査」(平成20年))存在する一方で、育児のための休業・休暇を取得することが「職場に迷惑がかかる」と考え、取得しない男性が多い。</p> <p>②2008年度は38.9%であったのに対し、2009年度は47.6%であり、8.7ポイント上昇している。これは2010年(平成22年)6月に改正育児・介護休業法が施行されることを踏まえて、企業が制度導入の取り組みを進めたことが影響していると考えられる。一方で、2012年(平成24年)6月まで短時間勤務制度の導入義務化が猶予されている中小企業については、大企業と比べて普及率が低い傾向がある。</p> <p>③2009年度のポジティブ・アクションに取り組む企業割合の実績は30.2%である。</p> <p>④⑤マザーズハローワーク事業の担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者数及びその就職率ともに、個々の求職者の希望やニーズに応じたきめ細かな就職支援により、4月～9月の累計実績が前年同期を上回る実績となっており、例年の年度後半の実績の推移を考慮すると、2010年度については目標達成が期待できる。</p>		

関係施策の状況

①②

- ・改正育児・介護休業法の施行(2010年6月30日)
- ・男性の育児休業取得促進事業(イクメンプロジェクト)の実施
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定等促進及び認定の取得促進
- ・両立支援レベルアップ助成金(子育て期の短時間勤務支援コース)の支給

③

- ・女性の活躍推進協議会の開催
- ・ポジティブ・アクション普及のためのシンボルマーク「きらら」の利用促進
- ・企業表彰
- ・情報ポータルサイトによるポジティブ・アクションについての総合的な情報提供
- ・コンサルティングを通じた中小企業におけるポジティブ・アクション導入支援
- ・ポジティブ・アクションの具体的な取組方法を提供する研修等の実施

④⑤マザーズハローワーク事業

- ・事業拠点数を15箇所増設:148箇所(2009年度)→163箇所(2010年度)
- ・新規求職者数 :90,333人(2009年4月～9月)
103,989人(2010年4月～9月)

今後の取組み

①改正育児・介護休業法の内容の周知徹底を図り、パパ・ママ育休プラス等の制度の普及を図るとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定等促進及び認定の取得促進等により企業における両立支援制度を利用しやすい環境整備の取組を支援する。イクメンプロジェクトの実施等により、男性の育児参加についての社会的気運の醸成を目指した施策を進める。

②引き続き、法の周知や規定整備のための指導を徹底していく。また、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定等促進及び認定の取得促進を行うことで、制度の導入を促していく。特に中小企業に対して、法の内容の周知、助成金による支援の実施等により、制度の普及を図る。

③大企業に比べポジティブ・アクションの取組が遅れている中小企業について、取組を進める中で生じる課題やその解決方法についてのノウハウを蓄積し、企業の実態に応じた具体的な取組方法を提供するといった方法により、企業の自主的な取組を一層推進することとしている。

④⑤今後も、子育てしながら就職を希望する女性等に対して、個々の状況に応じたきめ細かな就職支援に取り組む。